

訴訟費用額計算書

資料10

計算書(原告分)	1,2	(円)	資料 1 (第3回)	民事訴訟費用等に関する法律及び民事訴訟費用等に関する規則の該当条文		
1 訴え提起手数料		30,600	9	2条1号, 別表第1の1の項		
2 訴状・同副本書記料(各3枚)		900	9~11	2条6号, 規則2条		
3 同提出費用		500		2条7号		
4 委任状書記料(1枚)		150	71	2条6号, 規則2条		
5 甲第1~第4号証(各写し2通)書記料(7枚×2)	3,4	2,100	30~36,25	"		
6 訴状副本及び第1回口頭弁論期日被告呼出状等送達費用		1,050	75	2条2号, 11条1項1号		
7 第1準備書面(13.2.7付け)・同副本書記料(各2枚)		600	14~15,1	2条6号, 規則2条		
8 同提出費用		500		2条7号		
9 第2準備書面(13.3.27付け)・同副本書記料(各2枚)		600	18~19,3	2条6号, 規則2条		
10 同提出費用		500		2条7号		
11 証拠申出書・同副本(各4枚)各書記料	4	1,200	63~66	2条6号, 規則2条		
12 尋問事項書副本(2通)書記料(1枚×2)		300	65,66	2条6号, 規則2条		
13 証人大谷明子旅費及び日当	5,6	2,900	27,28,44	2条2号, 11条1項1号 18条,21条,22条		
14 原告本人出頭日当(第1回弁論準備, 第2回口頭弁論, 和解期日)	5,7	12,060	2,4,5,27,51	2条4号		
15 原告代理人出頭日当(第1回口頭弁論, 第2回弁論準備, 第2回口頭弁論)	5,7	12,060	1,3,4	2条5号		
16 判決正本送達費用	8	1,050	8	2条2号, 11条1項1号		
(以上の小計)		67,070				
17 訴訟費用額確定処分申立書・同副本(各1枚)及び費用計算書・同副本(各1枚)各書記料		600		2条6号, 規則2条		
18 同提出費用		500		2条7号		
19 催告書送付費用		500		2条2号, 11条1項1号		
20 訴訟費用額確定処分正本送達費用	8	1,040		"		
(以上の小計)		2,640				
合計		69,710				
参考(弁護士報酬)		9				
下限額	着手金	220,500	報酬金	441,000	合計	661,500
標準額	"	315,000	"	630,000	"	945,000
上限額	"	409,500	"	819,000	"	1,228,500

- 1 第3回配布資料1をもとに計算した。
- 2 千葉地方裁判所に訴えが提起されたものとして計算した。
- 3 甲第1~第3号証は訴状と同時に提出されているため, 提出費用は計上していない。
- 4 第2準備書面, 甲第4号証及び証拠申出書は, 同時に提出されたものとして計算した(79ページ参照)。
- 5 日当は, いずれも所要時間2時間以内の基準額の上限である4,020円として計算した(最高裁通達による。)
- 6 証人大谷明子の旅費は, JR蒲田駅~JR千葉駅往復1,780円として計算した。
なお, 証人大谷明子は原告被告の双方からの申出であるため, その費用は按分して計算した。
- 7 第2回口頭弁論期日には原告本人尋問が行われているため, 原告本人と代理人の両方の日当を計上した。
- 8 判決正本及び訴訟費用額確定処分正本は, 原告代理人には直接交付されたものとして計算した。
- 9 日本弁護士連合会「報酬等基準規程」による。

訴訟費用額計算書

資料 10

計算書(被告分)	1,2	(円)	資料 1 (第3回)	民事訴訟費用等に関する法律及び民事訴訟費用等に関する規則の該当条文		
1 答弁書・同副本書記料(各2枚)		600	12~13	2条6号,規則2条		
2 同提出費用		500		2条7号		
3 委任状書記料(1枚)		150	72	2条6号,規則2条		
4 乙第1~第3号証(各写し2通)書記料(7枚×2)	3,4	2,100	37~43	"		
6 準備書面(第1)(13.2.15付け)・同副本各書記料(各2枚)		600	16~17,1	2条6号,規則2条		
7 同提出費用		500		2条7号		
8 準備書面(第2)(13.3.28付け)・同副本各書記料(各4枚)		1,200	20~23,3	2条6号,規則2条		
9 同提出費用	4	500		2条7号		
10 証拠説明書・同副本(各1枚)各書記料		300	29	2条6号,規則2条		
11 同提出費用	3	500		2条7号		
12 証拠申出書・同副本(各3枚)各書記料	4	900	67~69	2条6号,規則2条		
13 尋問事項書副本(2通)書記料(1枚×2)		300	68~69	"		
14 証人大谷明子旅費及び日当	5,6	2,900	27,28,44	2条2号,11条1項1号 18条,21条,22条		
15 被告本人出頭日当及び旅費(第1回弁論準備,第2回口頭弁論,和解期日)	5,7,8	14,760	2,5,,28,58	2条4号		
16 被告代理人口頭弁論期日出頭日当及び旅費(第1回口頭弁論,第2回弁論準備,第2回口頭弁論)	5,7,8	14,760	1,3,4	2条5号		
(以上の小計)		40,570				
17 訴訟費用額確定処分申立書・同副本(各1枚)及び費用計算書・同副本(各1枚)各書記料		600		2条6号,規則2条		
18 同提出費用		500		2条7号		
19 催告書送付費用		500		2条2号,11条1項1号		
20 訴訟費用額確定処分正本送達費用	9	1,040		"		
(以上の小計)		2,640				
合計		43,210				
参考(弁護士報酬)		10				
下限額	着手金	220,500	報酬金	441,000	合計	661,500
標準額	"	315,000	"	630,000	"	945,000
上限額	"	409,500	"	819,000	"	1,228,500

- 第3回配布資料1をもとに計算した。
- 千葉地方裁判所に訴えが提起されたものとして計算した。
- 乙第1号証は、証拠説明書と同時に提出されたものとして計算した。
- 準備書面(第2),乙第2号証,同第3号証及び証拠申出書は、同時に提出されたものとして計算した(80ページ参照)
- 日当は、いずれも所要時間2時間以内の基準額の上限である4,020円として計算した(最高裁通達による。)
- 証人大谷明子の旅費は、JR蒲田駅~JR千葉駅往復1,780円として計算した。
なお、証人大谷明子は原告被告の双方からの申出であるため、その費用は按分して計算した。
- 被告及び被告代理人の旅費は、JR新小岩駅~JR千葉駅往復900円として計算した。
- 第2回口頭弁論期日には被告本人尋問が行われているため、被告本人と代理人の両方の日当を計上した。
- 訴訟費用額確定処分正本は、原告代理人には直接交付されたものとして計算した。
- 日本弁護士連合会「報酬等基準規程」による。